

3 図書館協議会による図書館運営全体に対する評価（委員長とりまとめ）

今年度は、第2回図書館協議会が書面開催となったために、協議会委員は配布資料に記載された内容の限りで評価を実施した。例年のような図書館側との質疑応答のプロセスを経していないために、必ずしも十分な評価結果であるとはいえないが、予めご了承ください。

そのうえで、各重点事業評価における「(4)次年度の展開」は、図書館が当該年度の実績をどのように捉えているのかを示すための重要な項目であると考え。「方向性・問題点・改善点など」を、具体的に分かりやすく、丁寧に記述していただくよう要望する。

さらに、以下の事項について指摘する。

(1) 障害者サービスの充実について

県立図書館としての、障害者サービスのより一層の取組みが必要である。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」第9条では、公立図書館は点字図書館とも連携して、“視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備”のための施策を講ずるものとしている。

現在、文部科学省、厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定している状況にある。同計画案では公立図書館に対して、アクセシブルな書籍等の充実や、円滑な利用のための支援の充実（例えば、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制等）をはじめ、司書、司書教諭、学校司書などを対象とした研修の実施（資質の向上）を求めている。併せて“特に都道府県は、域内全体の視覚障害者等の読書環境の整備が図られるよう、自ら行うべき図書館等の施策の充実を図るとともに、市町村に対して必要な指導・助言等を行うものとする。”と明記されていることも特に記しておく。

また、ディスレクシア（知的能力自体に障害はないが、読み間違えたり鏡文字を書くなど、文字の読み書きだけに困難がある学習障害「図書館情報学用語辞典」第4版）の方への対応についても、関係機関との連携協力のもとに進める必要があると考える。

(2) 再来年度に向けた運営基本方針、重点事業、評価指標の検討について

次年度は平成30年度からの3か年計画の最終年度となることから、再来年度以降の新たな運営基本方針、及び、方針に基づく重点事業、評価指標の策定が必要である。次年度を含めた3年間の取組みの実績と課題、さらに、今年度3月以降の臨時休館の経験を踏まえて、十分な時間をかけた検討と、県内市町村図書館等、及び、県民に対する丁寧な説明を要望する。